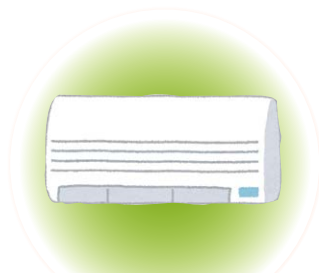




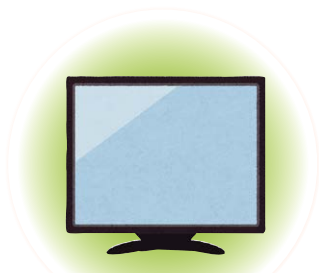
## 家電4品目は市では処理できません

家電4品目は、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)により、処理方法が次の通りに決まっています。ごみ一時集積所や津市の施設には搬入できませんので、ご注意ください。以下の家電製品のリサイクルは、廃棄物の減量と資源の有効利用に大きく貢献します。

### 家電4品目とは？



エアコン



テレビ



冷蔵庫  
冷凍庫



洗濯機  
衣類乾燥機

### なぜ家電4品目は市で処理ができないの？



理由は主に2つあるよ

- 金属ごみとして捨てられる家電製品のごみとは性質が異なり、施設での機械破砕ではなく、**手作業**によるより高度な解体を伴ったリサイクルをしなければならないため
- 一部の品目に含まれる**有害物質**の処理を適切に行う必要があるため

### 処理方法は？

家電4品目の処理方法は以下の3通りです。

- ① 家電製品(家電4品目)を購入した店か、買い替えをしようとする店に依頼
- ② 郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引き取り場所に持ち込む
- ③ 家電リサイクル券を取り扱っている収集運搬許可業者に依頼

#### 相談窓口

- リサイクル料金について  
…家電リサイクル券センター  
(☎0120-319640)
- 家電リサイクル券を取り扱っている収集運搬許可業者について  
…環境政策課(☎229-3258)



家電リサイクル券センター



収集運搬許可業者